

# 令和元年度ロシアビジネス支援事業見本市出展業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和元年度ロシアビジネス支援事業見本市出展業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 1 募集事項

### (1) 案件名

令和元年度ロシアビジネス支援事業見本市出展業務

### (2) 事業目的

ロシアは豊富な天然資源を有し、現在も都市部を中心に一定の富裕層が存在し、高級スーパー等で日本製品を継続的に購入することが可能な層も存在しており、本県企業のロシア進出や販路拡大に関して、大きく期待できるものと思慮される所である。

また、県においてはロシア連邦ニジェゴロド州と経済を柱とする協力に関する協定を締結しており、本県企業のロシア進出や販路拡大を推進するものであり、さらに、平成30年3月に宮城県産水産物のロシアへの輸入制限が解除されたことから、震災で失われた販路回復・定着の好機である。

このことから、県では主に多くの購買層が見込まれるモスクワ市内において開催される食品見本市に宮城県のブースを出展し、ロシアにて販路開拓を目指す県内企業の食料品を販売・展示することにより、現地関連事業者への商談及びPRを行う機会を設け、県内企業のビジネスチャンスを創出するもの。

### (3) 委託期間

事業の実施期間は、原則として、契約の日から令和2年2月28日（金）までとする。

### (4) 業務内容

別添業務委託仕様書（案）のとおり。

## 2 応募資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての項目に未納がない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の規定）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該

当する者でないこと。

- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 本事業の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。

### 3 スケジュール（予定を含む。）

- (1) 企画提案募集開始 令和元年5月16日（木）
- (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 令和元年5月24日（金）
- (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 令和元年5月31日（金）
- (4) 企画提案書の提出期限 令和元年6月7日（金）
- (5) 企画提案書の選考 令和元年6月13日（木）
- (6) 選考結果の通知 令和元年6月中旬
- (7) 契約締結及び業務開始 令和元年6月中旬

### 4 応募手続

- (1) 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切受け付けない。

#### イ 受付期限

令和元年5月24日（金）午後3時まで（必着）

#### ロ 受付方法

(イ) 指定様式（様式第1号）により、電子メールにより提出すること。提出に当たっては、電子メールの件名に【令和元年度ロシアビジネス支援事業見本市出展業務質問事項】と記載すること。

(ロ) 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

**koryu@pref.miyagi.lg.jp**

（宮城県経済商工観光部国際企画課交流推進班）

(ハ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

#### ハ 回答方法

質問に対する回答は、令和元年5月31日（金）までに宮城県国際企画課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合、その旨国際企画

課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案書の提出

イ 提案内容

主に以下の項目について提案を行うこと。

- (イ) 出展までの業務スケジュール（World Food Moscow に JETRO が開設するジャパンパビリオンへの出展を想定して作成。詳細は別添仕様書案参照。）
- (ロ) ブースへの適正な出品数，出品食品の種別
- (ハ) 販路開拓を希望する県内食品事業者の募集及び選定手続き
- (ニ) 出品に係る県内食品事業との連絡調整体制
- (ホ) 出品試食品の見本市への搬入手続き
- (ヘ) 現地でのアテンド及び宮城県ブースの運営体制
- (ト) 出展結果の分析及びフィードバック
- (チ) 独自提案

ロ 提出書類及び部数

- (イ) 企画提案参加申込書（様式第 2 号） …………… 1 部
- (ロ) 宣誓書（様式第 3 号） …………… 1 部
- (ハ) 企画提案書（任意様式） …………… 1 0 部
- (ニ) 参考見積（任意様式） …………… 1 0 部
- (ホ) 企業又は団体の概要の分かる資料（任意様式） …………… 1 0 部
- (ヘ) 同種・類似業務の受託実績（任意様式） …………… 1 0 部
- (ト) 再委託先事業者一覧表（再委託する場合）（様式第 4 号） …………… 1 0 部

ハ 提出期限

令和元年 6 月 7 日（金）

ニ 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日の午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 3 時必着），郵送の場合は最終日必着。

ホ 提出先

〒 9 8 0 - 8 5 7 0 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 - 1  
宮城県経済商工観光部国際企画課（宮城県庁行政庁舎 1 4 階）

5 業務委託候補者の選考

(1) 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し，総得点が満点の 6 割以上の提案者の中から，最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は，選定委員会において協議の上，業務委託候補者を選定する。

なお，企画提案者が 1 者の場合は，総得点が満点の 6 割以上となった場合のみ，業

務委託候補者として選定する。

(2) 企画提案書の選考

イ 実施日 令和元年6月13日(木)

※あくまでも予定であり、変更となる場合がある。

ロ 実施会場 宮城県行政庁舎14階経済商工観光部会議室

ハ 実施方法

(イ) 出席者は1応募者につき3名以内とする。

(ロ) 1応募者当たりの持ち時間は20分以内(説明15分, 質疑応答5分)とし、  
県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

(ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加  
資料の配布は原則として認めない。

(ニ) プロジェクト等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出  
ること。

なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

ニ 応募者が多数の場合の取扱い

応募者が多数の場合は、事前提出書類による審査の上、上位者のみによるプレゼ  
ンテーション審査を行うものとする。

ホ 選考結果の通知

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

ヘ 選考結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定され  
た業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

6 評価基準・配点等

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

(1) 事業の優位性(配点10点)

事業の趣旨に沿った内容となっているか。(10点)

(2) 事業の内容(配点70点)

イ 出展スケジュールは現実的で無理のないものとなっているか。(10点)

ロ ブースへの出品すべき食品の種別に関する提案は専門的知見に基づいており、適  
切であるか。(10点)

ハ ロシアへの販路開拓を希望する県内の食品事業者からの適切な出品数を確保でき  
るか。(10点)

ニ 出品食品の見本市への出展に係るロシア国内への搬入手続き等を適正に行えるか。  
(10点)

ホ ブース設置期間中に食品をPRすることのできるスタッフを配置し、十分なサポ

ート体制を有しているか。(10点)

へ ブース出品後も継続的な取引に繋がるよう、会場でのアンケート結果や専門的知見を元にした適切なフィードバックが期待されるか。(10点)

ト 効果的な独自提案がなされているか。(10点)

(3) 事業の実行力 (配点20点)

イ 企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。(10点)

ロ 過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。(5点)

ハ 業務に係る費用は効率的か。(5点)

7 事業費 (委託上限額)

3,099,535円 (税率8%で算出した消費税及び地方消費税の額を含む。)

8 失格事由

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領等に従っていない場合

ハ 選考に参加しなかった場合

ニ 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

へ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反),第93条(心裡留保),第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

(2) その他

イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第5号)を提出すること。

ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

ハ 企画提案書等の再提出は認めない。

ニ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

ホ 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)その他の法令の規定に基づき、開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

9 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

選定委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により

優先候補者と契約を締結できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

(2) 契約書及び業務の仕様の確定

イ 契約書は、県と受注者で協議の上作成する。

ロ 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

10 その他必要な事項

(1) 契約に関する条件等

イ 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

ロ 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

ハ 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

(2) その他

イ 企画提案書の取扱

提出された提案書は、原則として返却しない。

ロ 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替、変更及び取消は認めない。

ハ 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

ニ 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

ホ 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本事業を延期し、又は取り止めることがある。

ヘ 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議のうえ決定し、当該内容について、委託契約書の中に記載するものとする。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等について、逐次県と協議しなければならない。

ト 応募者が無かった場合、応募者全員が失格した場合又はすべての提案が事業目的

を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度公募を実施する場合がある。

なお、再度公募を実施するに当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。

チ 本提案募集の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

リ 本事業について、訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。